

別表 1-2

講習科目の一部免除

受講の免除が受けることができる者	講習科目	範 囲	講習時間
移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	3 時間
	運転に必要な一般的な事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	2 時間
<p>1 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者</p> <p>2 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者</p> <p>3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者</p>	原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	3 時間